## 市町村アンケート調査結果

市町村より狭域の範囲で活動する住民自治組織に関する実態調査

<趣旨> 市町村より狭域の範囲で活動する住民自治組織の現状を把握した上で、

今後新たな事務を担うことの可能性を検討する。

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分	委託事務	経費の支弁		当該委託事務に関する	当該委託事務に関する
101313 🗖	П 13	1137745111	7 3 11 11 11 11	選任方法	X # 0 3 - 3/3	M23200	(設置年月日)	問題·課題点	組織からの要望・苦情
京都市	(市政協力 委自) 自治会は任意と 自治会は任意を ので関 が、関 が、関	町単位 概ね50~ 100世帯 目安		非常勤特別職 市長が委嘱	·市民しんぶんを がる広報の 配布 ·市民の明次 ・ 望の 等	1世帯当たり 30円/月	京都市市政協力 委員設置規則 (S28.6.4)	特になし	特になし
福知山市	自治会	町単位		非常勤の嘱託員に 準ずる者 住民の中から選出 された者又はこれ に準ずる者	・町籍簿の整 ・現は ・現と ・明理 ・現の ・ ・現の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自治会長報償と して 均等割5,270 円/月 通信雑費270 円/月 世帯割100円/ 月・世帯 補助加算14,8 00円/年 組加算100円/ 年 距離補正あり	自治会長に対す る事務委嘱要綱 (S36.5.2)	特になし	市広報等の配布が増 大しており、回数及び 量の検討を依頼されて いる。

				機関の身分			条例·規則根拠	当該委託事務に関する	当該委託事務に関する
市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	選任方法	委託事務	経費の支弁	(設置年月日)	問題:課題点	組織からの要望・苦情
舞鶴市	自治会町内会区	旧で域す多街一数が合業の囲織、でに内すの町でが部内町するががの内でががっている。	役員(正副 会長、会 計、その他 役員)、 隣組	住民の自治組織で	文書回覧・配 布依頼等市 からの依頼 務は任意の 協力を前提を したものでして いるものでは ない。	依頼業務執行 への謝礼・報償 の意味で自治 会長報償金を 支出。 年額 均等割8 千円 世帯割 市街地 部640円 集落部1,020 円	なし 報奨金について も根拠はなく、予	・報償金額に係る市街 地と旧村部との差額の 根拠が曖昧 ・自治会への文書送付 は月1回を原則として いるが、例外となる文 書やその他依頼事項 が存在し、未統一と なっている。	市刊行物(市民生活ガイド、総合計画冊子等)の自治会長を通じた全戸配布が負担になっている自治会がある。
	自治会連合会	旧村単位	連長 副連長等 事務主事	連合会内で互選	・市広報紙等 の配布 ・各種事業へ の参加依頼	·補助金24,114 千円 ·会費等	なし	特になし	特になし
綾部市	自治会	町単位	自治会長等	住民による互選	・市広報紙等 の配布 ・各種事業へ の参加依頼 ・集金	·報償費15,028 千円 ·会費等	なし	特になし	特になし
宇治市	町内会 (自治会)			なし	回覧及び各 戸配布	なし	なし	特になし	・町内会は、市の下部 組織ではない ・回覧文書等の送付時 期を集中させて欲しい
宮津市	自治会	部落単位		自治会構成員の選 挙、推薦、その他 の方法による	・広報紙の配布・ちら、「広報紙のの一般を受ける。」の一般の一般を表表を表示を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	自治会、地 区自治して 会に対して 報額 17,730千 円	なし	自治会未加入者の増加に伴う円滑な行政運営への影響	配布物の減量化等、協 力内容の軽減

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望·苦情
	白公人	ID++**	会長-副会 長-その他 役員-区長 -組長-住	名誉職 各自治会での互選 等	広報紙等 の配布、文 書等の回覧	委託料総額 33,437千円 委託料総額 1,006千円 委託料総額	各自治会規約等による(S30.1.1。以後、町村合併、自治会発足等による)	·自治会未加入世帯 への配布 ·自治会未加入世帯の	配布物が多い ・自治会未加入者の 敬老会事業の対象者と
亀岡市	自治会	旧村等	民 事務局 事務員、作 業員	非常勤の公務員 市長が各自治会長 等を自治委員に委 嘱	税務事務 敬老会事 業	30.480千円	亀岡市自治委員 設置規則 (S36.4.1)	増加 ・配布物の増加 自治会の一部末端 組織において不参加	している点について ・一部末端組織の不 参加(非協力)
	自治会 連合会				粗大ゴミ処理 手数料納入済 証販売	販売処理額に 応じ支給			
城陽市	自治会	旧村落又は 団地等が主 体	自治会長、 副会長、会 計を置く	当場ではいる 学、話し合い、順 番等で選出され、 市は一切関係しな	画寺の回見で配布依頼(委託事務ではない)	活動助成金として会員一人当たり200円に世帯数100人未満が22千円、100~200人未満が28千円、200人以上が34千円加算	なし	は、地域住民自らが考	各課から回覧文書や配布 文書がばらばらに自治会長 に届けられるため、市の窓 口を統一出来ないのかとの 要望がある。 公園管理委託、街灯管理 委託については、住民の高 齢化や自治会協力が得られ ない状況等から市で管理し て欲しいとの要望強い。
向日市	区長 (自治会 長)	行政区 単位	区長・副区 長・会計・会 計監査他役 員数名をおく 事務員(用務 員)各1名	・区長は住民の 選挙、推薦による ・事務員(用務員) は各区にて雇用	・文書の回覧、 各戸配付 ・各種事業へ の参加、協力 ・要望取次、調整 ・諸連絡	市から年総額 ・区長謝金 2,960千円 ・事務員・用務員 謝金 10,636千円 ・各区へ自治振興 費 21,322千円	向日市自治振興 補助金交付規則 (S56.6.10)	・単身アパート・マンション等新興住宅の自治会未加入者の増加・自治会の世話役(当番)を拒否する世帯の増加	・自治振興補助金の増 額要望
長岡京市	自治会	町単位 (市街地) 旧町区単 位	会長、副会長、会計	各会内の推薦による	回覧文書、ポスター掲示、 公園清掃、敬 老事業、各種 募金、分別収 集、立ち番	年10,992	なし	未加入地域、未加入世 帯に対する業務の公平 化	自治会加入率低下に よる業務の負担増

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望·苦情
八幡市	区 自治会 町内会	集落単位 又は 団地単位	区長・自治 会長の下 に班組織	名誉職 住民組織の中から の立候補又は推薦	・市び行いでは、   ・市び行いでは、   ・市が行いでは、   ・大のは、   ・でいるでは、   ・でいる	左記委託内 容にて(公園 清掃除く) 区、自治会と 契約を交わ し、報償費 450円/世帯	なし 八幡市区長等設 置規則 (S61.3.31廃 止)	歳末たすけあい募金運動のみが委託事務の中に入っているが、実際にはその他募金(日赤社資、共同募金)も取り組んでもらっている。 その分を含めた委託契約を交わし、報償費アップが必要と考える。	地域福祉の向上については、自治組織として取り組んでいく必要を感じるが、社会福祉協議会の会員募集については自治組織が
京田辺市	(市政協 力員)	市内の 区、自治 会		・非常勤の特別職 ・区長、自治会長 又はこれに相当する者で区、自治会 が推薦した者を市 長が委嘱	・住民との相 互連絡 ・広報紙等 の配布	報酬月額 61,000円 以内	京田辺市の市政 協力員の設置に 関する条例 (S39.4.1)	特になし	一部の自治会から広報 等の配布を業者へ委 託するよう要望が出て いる。
大山崎町	町内会 (自治会)	地域単位	町内会(自 治会)の下 に各班を置 く	各町内会・自治会 の地域住民の推薦 による届出	町長その他 の行政機関 の行政に協	町内会長、自治 会長に区域の 世帯数に230 円を乗じて得た額。 町内会、自治会 には23千円の 事務費	   行政協力員の報   償金等の支給に   関する規程	特になし	特になし
久御山町	自治会	集落単位	自治会の 下に班を置 〈	·非常勤の特別職 ·各自治会から選 出された者を町長 が委嘱	·諸通知の 伝達、諸書 類の配布収 集 ·要望の取り 次ぎ	報酬年額 114,000円 町政協力費 1世帯当たり 1,500円	久御山町自治会 の設置に関する 規則 (S56.9.7)	特になし	特になし

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望·苦情
井手町	町内会	行政区 単位	区長、副区 長の下に 隣組長を置 〈	名誉職 区長は区民の選挙 及び区民の推薦に より選出	・町広報紙、 回覧文書の 配布 ・住民の要 望取り次ぎ ・町からの事 務連絡	区長報償 (年間) 区長 63千円 副区長 27千円	なし	配布物の量の改善	特になし
宇治田原町	区·自治会	区(大字) 単位	区長、副区 長、会計 各1名 班(組)長	町長は、区等から 選ばれた代表者を 区長として認定	・諸通知の伝達のの記述を ・諸通びが収明の記述を ・地域の取りのできる。 ・住民の政策では、 ・自動のできる。 ・自動のでを。 ・自動のでを。 ・自動のでを。 ・自動のでを。 ・自動のでを。 ・自動のでを。 ・自動のでを。	区長報償(年額) 200,000円(均等割)+10,000円(世帯割) 区等活動補助金(年額) 100,000円(均等割)+世帯数× 2,400円	宇治田原町の区 及び自治会の設 置及び運営並び に区長報償及び 区等活動補助金 の交付に関する規 則 (H8.3.25)	行政側からの伝達事項 取り次ぎ及び自治会側 からの要望等に終始す ることが多く、本来のコ ミュニティ活動的な発 展が育ちにくい。	区長の事務量が多す ぎる(各種会議・大会等 への出席や行政側から の伝達事項や調整事 項が多い)。
山城町	地区長	地域単位	地区長1名、 副地区長1 又は2名	各地区より推薦さ れた者を町長が委 嘱	役場事務の 連絡 広報紙等の 配布	年額 地区長 基本額 105千円、1世 帯当たり780円 加算 副地区長 40 千円	山城町地区長設 置規則 (S34.4.1)	特になし	特になし
	区長	区単位	区長、副区 長各1名	区長、副区長は関 係区域内から推薦 し、町長が選任	・諸通知の伝 達及集 ・町底 ・町底 ・町取りまとの ・町施設の管 理	年額 区長 230千円 副区長 105千円	区長設置条例 (S35.3.28)	特になし	特になし

	1	1	ı	T	1	1		T	1
市町村名	   名 称	  構成範囲	内部組織	機関の身分	   委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠	当該委託事務に関する	当該委託事務に関する
101-313 🗖	H 13	בשטדאייורוו	1 2 11 11 11 11 11	選任方法	X407-17	が見い入力	(設置年月日)	問題·課題点	組織からの要望・苦情
	町総代	自治会 (町内会) 単位	1名	各組織内で選出	毎月発行す る広報紙の 配布	年額 500円/戸	なし	民間委託による広報紙 配布を検討中。 その場合、自治会運営	民間委託決定後にお いて、一部自治会等か ら自治会等による広報
	区連絡員	特定の区 単位	1名	区内で選出	毎月発行す る広報紙の 隣組単位へ の分配	基本額48千	なし	費の収入源となることから別途補助対象事業の創設が課題。	紙配布の存続を求められる可能性がある。
	X	区単位				年額補助金 総額700円× 町内全世帯数 を均等割(253 千円) 世帯数割(約2 00円)で按分し た額	なし	特になし	特になし
	該当区	区単位			駐輪場の管 理	年額補助金 10千円	なし	特になし	特になし
木津町	当自治	区、自治会、隣(小)組単位			樋門の監視 委託	年額 20千円~ 134千円	なし	特になし	特になし

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
	該当区	区単位			児童遊園の 清掃等維持 管理	委託料年額 5千円~ 20千円	なし	特になし	特になし
	該当自 治会	自治会単位			古紙回収の 実施と実績 報告	年額補助金 収集量に応 じ、5円/kg	古紙回収事業実施補助金交付要綱(H3.12.20)	特になし	特になし
	該当区 及び該 当自治 会	区、自治会単位			ペットボト ル、紙パック 回収容器の 設置及び撤 去	年額 6千円/ケ所	なし	特になし	特になし
	区長	区単位			墓地管理	年額 5千円/墓地	なし	特になし	特になし
	該当区 及び該 当自治 会	区、自治 会単位			文化財保全 史跡、名所 保全	年額補助金 10千円~ 15千円	文化財補助金交 付要綱 (H5.3.23)	特になし	特になし

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望·苦情
	該当区	区単位			伝統行事 振興	年額補助金8千円	なし	特になし	特になし
加茂町	区長	区 (部落単位)	区長、副区 長各1人	区ごとに選出され た者を町長が委嘱	· 役場の事 務連絡 · 文書の配 布、 回覧	区長、副区 長謝礼 7,575千円	区長等設置に関 する規則 (S57.9.22)	人口減による役員選出	区長委嘱については、 一部から廃止して欲し いという要望がある
笠置町	(笠置町 政協力 委員)	集落(区) 単位		町長が委嘱	役場事務の 連絡 文書の回覧	年額 105千円	笠置町政協力委 員設置規則 (S35.9.19)	事務連絡、文書回覧等 複雑多岐にわたる事務 の合理化等	特になし
和束町	X	集落(大字)単位		区長以下役員は、 区内で選挙等により選任される 区長には、町の区 長として町長が委 嘱 非常勤特別職	役場事務 の連絡 文書回覧	区長報酬 均等割130 千円 戸数割500 円/戸 文書広報 配布手数料 300円/戸	和束町区長設置 条例 (S47.3.22)	人口の高齢化に伴い 組織の弱体化が進行し ている	行政からの配布物が多 い。 配布日を減らして欲し い。
精華町	(町政協 力員(補 助員))	自治会単位		・特別職に属する 非常勤職員 ・各自治会に適任 者の推薦を依頼し 町長が委嘱	・諸通知の 伝達(広報 配布) ・町政の普 及徹底 ・住民との相 互連絡	年額 町政協力員 100千円+ 470円×世帯 数 町政協力補助員 28千円+ 160円×世帯 数	精華町町政協力 員等設置に関す る規則 (S51.1.23)	実態で、その職務が町と地域とのパイプ役であるため、地域に精通したその会長が就任しているが、自治会が時として町に対する圧力団体となり得る性質上、相反す	開発地域においては、会長や役員の大半が若く、 仕事を持っており、その 両立が困難である。 そのため、平日開催の会議への参加や担当職員 との面会等が少なく意思 疎通が図りづらい。

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠	当該委託事務に関する	
				選任方法			(設置年月日)	問題·課題点	組織からの要望・苦情
南山城村	区長 自治会 長	部落単位	区長、副区 長、会計 各1名	名誉職 選挙による	· 役場の事 務連絡 · 文書の配 布、回覧	総額 約3,000千 円	なし	特になし	特になし
京北町	区長	集落(区) 単位	大方の区に おいて 区長、副区 長、会計各1 名、その他 数名の役員	非常勤の特別職 各区において選挙 (選考)された者を 町長が任命	·事務連絡 ·広報紙等 の配布	均等割、世 帯割、距離 割により算出 年額120千 円以内	京北町区長設置 規則 (S30.3.1)	・過疎化・高齢化に伴う 役員の固定化 ・配布期限等が法律で 定められているもの(選 挙公報等)の取扱い	町が発行する印刷物の 電子化
美山町	区長	部落単位	区長の下 に役員数 名	·名誉職 ·区長は部落で選 挙される	·町からの事 務連絡 ·文書·口頭	均等割12千円	なし	各区長については、高 齢化していく一方で区	特になし
<b>大</b> 山町	振興会	旧村単位	会長の下 に役員、委 員	·名誉職 ·会長は振興会委 員の中から選出さ れる	町の窓口事 務、住民要 望の掌握	各振興会へ 1,500千円	なし	長選出に苦労している 集落がある。	1च に & ∪
園部町	区	集落単位	区長、副区 長、組、各 委員会	住民の互選の上、 町長が委嘱	・役場事務 の連絡調整 ・文書配布、 回覧 他	行政事務委託 料として年額 均等割17,50 0円 世帯割300円	園部町区長設置 条例 (S30.7.15)	・人口が20人に満たない区から600人を超える区まであり、人口格差が大きい。 ・役員の任期が1年であるため、行政に不慣れな人が多い。	特になし
八木町	(町政協 力員)	行政区単 位 (45地区)	区長、代理 区長、隣組 長 (ただし、代 理区長は 一部のみ)	各地区代表者を町 長が委嘱	町からの事 務連絡、文 書配布他	委託料として 年間 4,489千円 (45地区)	八木町町政協力 員設置規則 (S47.4.20)	特になし	特になし

				機関の身分			条例·規則根拠	当該委託事務に関する	当該委託事務に関する
市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	選任方法	委託事務	経費の支弁	(設置年月日)	問題·課題点	組織からの要望・苦情
丹波町	区長	集落単位	区長、副区長、会計各1名	各集落からの推薦	・役場事務 の連絡 ・文書回覧	報酬 均等割45千円 戸数割960円 役務費 均等割30千円	なし	特になし	特になし
						世帯割840円			
日吉町	(駐在員 (町政協 力員))	区単位 区によって は、1区数 名の駐在 員の場合 もある。	駐在員の 下に隣組 長	各地区から推薦された者を町長が委嘱	・町広報、文書等の各戸配布 ・住民との相 互連絡	均等割22千 円	なし	新住民等、区に加入しない住民が増え、行政との連絡等調整が出来ない場合がある。	・行政情報が年々増加する傾向から各戸への配布物が大量となる。 ・新住民の把握が出来ない場合があり、連絡が取れないことが多い。
瑞穂町	区長	集落単位	区長1名、副区長、会計、他各種係	各集落の総会にて 推薦又は選挙によ り決定	·連絡事務 の処理 ·文書·回 覧、有他以 ・その取りまと め	均等割50千 円 戸数割1,20 0円	なし	戸数に格差があり、取りまとめに苦慮する区がある。	町各部局からの書類、 配布資料が多い。
和知町	区長	区単位	区長1長、書記、区長人民長、区長、区名、区名、区名、人民会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	名誉職 選挙による	役場事務連 絡 徴税事務に 関する協力 文書回覧	区長報酬 10千円 行政事務委 託料 平均90千円	なし	区の規模等の違いにより事務量に差が生じて いる。	文書、配布物、回覧等 が多く事務量が増大で あるため、文書等の簡 素化、合理化が望まれ ている。

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望·苦情
三和町	X	旧部落単位	平均10世 帯程度で 隣組を構成	区長、副区長、会計、体育委員等、 計、体育委員等、 区により独自性あるが、原則選挙に よる	一部の区に 集落の区と ター(町管 置)の 発託、 大書、 が 大書、 が 大語、 大語 、 大語 、 大語 、 大語 、 大語 、 大記 、 大記 、	行政協力員 (区長)、副 行政協力員 (副区長)、 組長にそれ ぞれ協力費 支弁	三和町行政協力 員の設置に関す る条例 (S55.2.22)	近年、新規転入者で区 組織に加入しない世帯 が増え、配布物等を直 送する場合が増えてい る。 また、税等納付書の配 布を委託することにも 批判が多くなっている。	行政や関連団体からの 配布物が多すぎる。
夜久野町	(行政協 力員)	部落単位	区長、税 長、税 長、税 農業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	各部落において選 出	・役場事務 の連絡 ・文書回覧	世帯割1,820 円 均等割66,00 0円	行政協力員の設 置等に関する条例 (S54.6.27) 行政協力員の設 置等に関する条例 施行規則 (S54.6.27)	高齢化・過疎化が進  み、自治会組織として  の機能を果たさなく	高齢化等が進んでいる ので、可能であれば郵 送でお願いしたいとの 要望がある。
大江町	公民館長		館長、主事、 文化・体育・ 産業・婦人等 各部長 1人ずつ	館長、主事は区長 会で選出 その他は各区で選 出	・地区 会 ・公民館祭 を始めなる で様々な事 業を実施	7公民館へ総額 敬老会委託 5,400千円 事業運営委託 5,390千円 館長·主事手当 2,100千円	大江町公民館設 置及び管理に関 する条例 (S26.5.13)	特に体育関係の事業 が多く(町・体育協会主 催だけで9種目)、独自 の取組が十分出来ない。	施設の老朽化対策
7,02.3	区長	部落単位	区長、副区 長、農事、 会計各1 人、組長若 干名	住民が互選	・役場事務連絡 ・文書の回覧、配布・各種募金、 共済の取扱い	年間報酬 均等割70,0 00円 世帯割1,20 0円	なし	任期が暦年の1年交替であるため、継続事業等で支障がある。	年々、配布文書が増え ている。

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望・苦情
加悦町	区長 (町政協 力委員)	地区単位			・諸通知の伝達、書類の配布回収・・町政の普及徹底・町民の要望の取りまとめ、伝達	10地区へ年 3,700千円	加悦町町政協力 委員設置規則	近年の社会情勢により、区長の選任が困難	配布物の量が多い。 月2回依頼しているが、 土日に配布出来るよう 届けて欲しい。
岩滝町	自治会	旧村単位 (一部細 分化)	区長の下 に数部	区長は選挙による	文書の配 布、収集	委託料 60千円	なし	各地区・隣組により文 書の到達日が異なる。	配布枚数の誤り。
伊根町	区長	区単位	区長1人 副区長1~ 2人	各区から推薦され た者	役場からの 連絡事務の 処理	1,947千円	区長の設置及び 自治行政区域に 関する規則 (H5.3.30)	事務連絡依頼が各種 団体からもあり、行政の みでとどまらない。	各種団体からもいろい る事務連絡、配布物等 があるため、発送日等 をまとめて欲しい。
野田川町	自治区	部落 又は 旧村単位	区長1名、 副区長1~ 2名 区役員若 干名	区長は選挙による	·町からの簡 易委託事務 の処理 ·文書の回 覧 固有事 務の処理	区長報酬 年1,680千円 区運営費補助 金 年3,070千円	なし	近年は、自治体事務そのものが膨大なものとなっており、町から区への委託事務も年々増加傾向にある。	区からは行政からの下 請け機関ではないとの 苦情が指摘されてい る。
峰山町	X	行政区 単位	区長、区長 代理者各1 名、下の組 は区により異なる	区長は名誉職 区から届出のあっ た者を町長が委嘱	・町布、周絡、民まで、明本、田の東調要との、明本、田の東調要とのでは、東京のでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京のではないは、東京のではないは、東京のでは、東京のではないは、東京のではないはないはないはないは、東京のでは、東京のでは、東京のではないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないは	町政協力費 (H13) 23,736千 円	峰山町の区及び 区長等の設置に関する条例 (H5.3.31) 峰山町の区及び 区長等の設置に関する条例施行規則 (H5.3.31)	特になし	特になし

市町村名	名 称	構成範囲	内部組織	機関の身分 選任方法	委託事務	経費の支弁	条例·規則根拠 (設置年月日)	当該委託事務に関する 問題・課題点	当該委託事務に関する 組織からの要望·苦情
大宮町	自治会	地区単位		非常勤 推薦又は選挙	・役場事務 の連絡 ・文書配布 回覧	事務委託料 1,600千 円 用務員賃金 180千円	なし	文書量の多寡	特になし
網野町	区長	地区単位 (地縁団 体)	各区によっ て様々	選挙等により役員 を決定	・選挙公報 を始め町広 報紙等の配 布 ・連絡事項 の周知 等	報償費 区長1人当た り25,000 円、1世帯3 たり3,800円 を基礎として 算定しる 支払う	なし	地縁による団体であるが、近年加入されない 世帯が増えてきており、行政からのお知らせ が各世帯に届きに〈〈	町からの金銭的支援の 拡大、配布物の削減
丹後町	区長	地区単位		区長は、各区にお いて選挙し、町長 が委嘱	・役場からの 連絡事項、 文書配布等 の処理 ・地区内固 有の事務処 理	7,639千円	なし	特になし	特になし
弥栄町	自治区	集落	係、社寺係 各1人	各部落において選 挙 選挙権は各世帯単 位	・役場連絡 事務の処理 ・広報他文 書配布 ・文書の回 覧	交付金として 10,974千 円交付	なし	町合併を控え、現在の 委託事務を抜本的に 見直さなければならな い。	配布物の増加による事務量の増加
久美浜町	自治区	集落単位	部、隣組	区長等主要役員は 区民の選挙による	・連絡事項 の処理 ・文書の配 布、回覧	区長事務委託 料 1区当たり平 均年61,000 円 隣組長事務委 託料 1隣組当たり 平均年6,300 円	なし	市町村合併を控え、重要な調整項目の一つである。	町の下部組織的な業務が多く、本来の自治区の用務と併せると多忙過ぎる。